平成２２年（フ）第６２７号
静岡県浜松市中区富塚町862番地の５
債務者　大森悠多郎
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
広島県福山市三吉町南１丁目15番６号　タウンハイツ201
債務者　池田京一こと　朴　　京一
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７９３号
愛知県豊田市日南町１丁目35番地　愛知第２ビル507号、旧住所愛知県豊田市秋葉町８丁目21番地52
債務者　早川　臣範
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９２９１号
東京都東村山市本町１丁目23―１―401
債務者　八木下博行
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２９２号
東京都東村山市本町１丁目23―１―401
債務者　八木下和子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１号
静岡市葵区与左衛門新田64番地の１
債務者　原　有樹子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６６号
静岡県藤枝市岡部町三輪1476番地の21
債務者　石﨑　英之
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１９号
静岡県藤枝市末広１丁目２番地の18　ウエストヴィレッヂ４―Ｂ
債務者　伊藤　真弘
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３２号
静岡市葵区昭府１丁目14番18号
債務者　青山　民一
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８１号
東京都昭島市昭和町１丁目１番19号第二美多摩荘105号
債務者　清水富士夫
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５８２号
東京都昭島市昭和町１丁目１番19号第二美多摩荘105号
債務者　清水　洋子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４２０号
東京都八王子市千人町１丁目５番15号ライオンズプラザ西八王子104
破産者　株式会社オープンハウス
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６８号
東京都八王子市楢原町1603番地の２
破産者　大栄宅内建設有限会社
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
東京都八王子市楢原町446番地６プレジオエイト１―Ａ、破産手続開始決定記載住所東京都八王子市楢原町1603番地２
破産者　加藤　人禄
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０６号
茨城県神栖市平泉外十二入会64番地４
破産者　有限会社ビィトゥ
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
金沢市神宮寺３丁目６番12号
破産者　原田電機株式会社
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所